九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年十二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十二日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線の名称　十号及び二百十三号

(三) 占用を制限する区域

区域	備考
佐賀市大字四日市字駄廻四〇三番一から同市大字四日市字駄廻四〇一番二まで	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年十二月十三日

(七) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

法　務

公証人任免

東京法務局所属公証人信田昌男は願により公証人を免ぜられた。

堀内伸浩は公証人に任命され、東京法務局所属公証人信田昌男の後任を命ぜられた。（以上十二月十二日）（法務省）

国家試験

令和７年度土地区画整理士技術検定合格者

土地区画整理士技術検定規則（昭和57年建設省令第16号）第６条の規定に基づき、令和７年度土地区画整理士技術検定に合格した者の受検番号を次のとおり公告する。

令和７年12月12日

国土交通大臣　金子　恭之

30003	30018	30029	30032	30044
30045	30048	30057	30060	30063
30067	30073	30074	30079	30084
30087	30088	30094	30098	30106
30107	30109	30111	30113	30114
30115	30117	30118	30120	30122
30124	30127	30133	30135	30138
30141	30143	30144	30146	30148
30150	30153	30154	30156	30157
35003	36002	36003	36005	36006
36007	36009	36016	36022	36026
36029	50002	50003	50016	50019
50021	50029	50031	50032	50035
50038	50041	50045	50046	50048
55001	56002	56003	60005	60015
60017	60023	60025	60027	60031
60032	60033	60035	65002	66002
66005	66006	66007	66008	66010
66011	90002	90006	90016	90017
90018	96005	96009		

令和８年度土地区画整理士技術検定の実施

令和８年度土地区画整理士技術検定（学科試験及び実地試験）の実施について、土地区画整理士技術検定規則（昭和57年建設省令第16号）第２条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年12月12日

国土交通大臣　金子　恭之

１．検定日　令和８年９月６日（日）

２．検定地　東京、名古屋、大阪、福岡

３．申込受付期間　令和８年５月７日（木）～５月21日（木）

４．検定実施機関　（一財）全国建設研修センター区画整理試験課　〒187―8540　東京都小平市喜平町２―１―２　電話番号042―300―6866（代表）

５．合格者発表　令和８年12月11日（金）に実地試験合格者を官報で公告するとともに、（一財）全国建設研修センターより本人あてに文書で通知する。また、学科試験のみ合格者についても（一財）全国建設研修センターより本人あてに文書で通知する。

６．その他　試験の詳細については、（一財）全国建設研修センターの発行する「受検の手引」を参照すること。

国土調査の実施に関する公示

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第七条の規定に基づき、令和七年度における国土調査の実施に関して、次のとおり公示する。

令和七年十二月十二日

国土地理院長　河瀬　和重

一、事業（基準点測量）実施計画を定めた年月日

令和七年十一月十九日

二、調査を実施する者の名称　国土地理院

三、調査地域

島根県益田市

四、調査期間　令和七年十二月十二日から令和八年三月三十一日